

# 報 道 資 料

平成 26 年 2 月 21 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、松石  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2388、2344

## 奈良県情報公開審査会の第 155 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 155 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 26 年 2 月 20 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：単なる法令の存否を虚偽説明することについて、捜査手法上、認容されるとする根拠が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：不開示（不存在）決定
  - 不開示理由：「単なる法令の存否を虚偽説明することについて、捜査手法上、認容されるとする根拠が分かるもの」に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

#### 1 本件行政文書の不存在について

審査請求人は、「単なる法令の存否を虚偽説明することについて、捜査手法上、認容されるとする根拠が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているもので、以下検討する。

審査請求人が開示を求めているのは、警察官が犯罪の捜査、交通取締り等において、被疑者その他の者に対し、犯罪の捜査、交通取締り等の対象となる行為に関する法令について説明する際に、当該行為に関する義務を免除する法令等の存否について虚偽の説明をすることが、正当な行為であると認められる根拠が記載された行政文書であると解される。

警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え、捜査の方法、手続等を定めた犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）は、第 2 条第 2 項において、捜査を行うに当たっては、個人の基本的な人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならないと規定し、また、第 3 条において、捜査を行うに当たっては、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）その他の法令及び規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならないと規定している。

もとより、警察その他の行政機関が、住民に対し虚偽の説明を行うことを認容する、あるいは、誤った説明を正当化することを定めた行政文書を作成することは通常想定し難いことである。

これらのことを勘案すると、虚偽の説明を認容する行政文書、又は誤った説明を正当化することを定めた行政文書は存在しないという諮問実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

また、諮問実施機関は、犯罪の捜査に関する情報は条例第 7 条第 4 号に該当し、本件開示請求の内容は特定の行為が捜査手法に該当するか否かについての請求であることから、条例第 10 条により不開示決定となるべきものであると説明している。

条例第 10 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。しかし、本件開示請求については、存在しないことが明白であると実施機関が判断していることから、存否を明らかにすることにより、条例第 7 条第 4 号に規定する「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」には該当するとは認められない。

したがって、本件開示請求に対し、実施機関が存否を明らかにした上で、不開示決定を行ったことは妥当である。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、警察官の虚偽説明が違法性阻却事由に該当すると推測した等種々主張しているが、当審査会の判断を左右するものではない。

## 2 事案の経緯

- |        |             |          |    |
|--------|-------------|----------|----|
| ① 開示請求 | 平成23年 7月10日 |          |    |
| ② 決定   | 平成23年 7月20日 | 付けで不開示決定 |    |
| ③ 審査請求 | 平成23年 8月30日 |          |    |
| ④ 諮問   | 平成23年 9月15日 |          |    |
| ⑤ 経過   | 平成25年11月20日 | 第169回審査会 | 審議 |
|        | 平成25年12月18日 | 第170回審査会 | 審議 |
|        | 平成26年 2月 6日 | 第171回審査会 | 審議 |